

記号の説明

○要望項目

A：認める。（法案の提出等を前提とするものを含む）

B：要望内容（要件等）の見直しが適切に出来れば、認められる。

C：要望内容の抜本的見直しができなければ、認められない。

D：認められない。

E：要望内容や要望の前提となる制度等が未確定であるもの。

F：要望府省が、要望を取り下げたもの。

G：23年度以降の検討課題とするもの。

P：判断を保留するもの。

—：「主要事項」の中で取り上げるもの等。

○見直し項目

X：廃止・縮減案をそのまま受け入れる。

Y：廃止・縮減案の内容について、更なる見直しが必要。

Z：他府省との調整が必要。